

◆◆お部屋のご利用について◆◆

◆利用できる団体等

営利を目的とせず、各種文化・学習活動、レクリエーション等の活動をしている団体・グループ・個人であり、いきいきプラザの『登録団体』、『その他登録団体』として団体登録されていることが原則です。

■登録団体■

以下の条件全てに該当する団体

- ① 高齢者の健康増進及び生きがい創設並びに交流の促進を図るための活動を行う団体
- ② 構成員が5人以上で高齢者が含まれていること。
- ③ 主な構成員が墨田区民または墨田区に在勤、在学していること。
- ④ 団体としての目的及び活動計画を有し、主な活動場所が区内であること。
- ⑤ 営利を目的としない団体であること。

■その他登録団体■

営利を目的とせず、各種文化・学習活動、レクリエーション等の活動をしている団体・グループ・個人 ※団体登録は窓口で随時受け付けています。

◆利用申請受付開始日

◇登録団体

利用月の3か月前の1日（土日祝日の場合は、翌平日）の午前9時から随時受付。

◇その他登録団体利用月の2か月前の1日（土日祝日の場合は、翌平日）の

午前9時から随時受付。

※利用申請は利用日の前日18時までに申請が必要です。

当日申請での利用はできません。

申し込みできる利用回数は1つの団体・グループで原則として1か月4日以内です。

◆仮予約

使用申請書を提出しない場合は仮予約となります。当日を含め4日以内に申請してください。受付開始日の午後以降に電話による仮予約もできます。（期間内に申請がない場合は自動的に無効となります）

◆使用料

使用料の支払いについては、利用日の入室前に受付でお支払いください。（事前・後日・一括払いは不可）。支払い時当日の参加人員（男子・女性ごと）をお伝えください。（施設定員以上の入室はできません。）事前に連絡なく施設利用がキャンセルされますと、次回からの利用をお断りする場合があります。

◆施設の利用にあたって

会場の設営物品等の準備は利用者の方々でお願いいたします。終了後は原状復帰をしてください。使用時間には準備及び後片付けに要する時間も含まれています。施設利用時間は厳守してください。ゴミは各自持ち帰りとなります館内のゴミ箱には捨てないでください。部屋での飲食を希望される場合は、利用申請時に必ずご相談ください。